

## 塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）の概要

### 1. 条例制定の必要性

子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営についての基準を、国の定める基準を踏まえ、市町村ごとに条例で定める必要があります。

### 2. 基準の遵守

放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければなりません。

放課後児童健全育成事業については、認可ではなく、事前の届出制となります。

### 3. 塩竈市の基準（案）

基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、市独自の基準として次のとおり考えております。

①「塩竈市暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないよう、暴力団等の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備する必要があるため、「暴力団排除」項目を加える。

なお、下記記載の基準案については、国の基準内容に対しての本市の基準を示しております。

### 4. 基準案

#### (1) 最低基準（条例で定める基準）

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
最低基準の目的	○利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	参	国の基準どおり
最低基準の向上	<p><b>【市長】</b> ○児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p><b>【市】</b> ○最低基準を常に向上させるように努めるもの。</p> <p><b>【放課後児童健全育成事業者】</b> ○最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている場合は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	参	〃

(2) 一般原則

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
放課後児童健全育成事業の一般原則	<p><b>【事業の目的】</b>            ○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p><b>【事業者】</b>            ○利用者の人権に十分配慮し、人格尊重をしなければならない。            ○地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。            ○運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。            ○放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参	国の基準どおり

(3) 放課後児童健全育成事業の運営に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
非常災害対策	<p><b>【放課後児童健全育成事業者】</b>            ○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、具体的計画の策定、不断の注意と訓練をするように努めなければならない。            ○訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり
職員の一般要件  (職員の知識及び技能の向上等)	<p><b>【利用者の支援に従事する職員】</b>            ○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。            ○常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p><b>【放課後児童健全育成事業者】</b>            ○職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
設備の基準	<p><b>【放課後児童健全育成事業所】</b></p> <p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>○専用区画面積は、1人つき概ね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等（「専用区画等」という。）は、開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参	国の基準どおり
職員	<p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。</p> <p>○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・高校等を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>・教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>・高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</li> </ul> <p>○（*）支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><b>【職員の経過措置】</b></p> <p>○施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了予定の者を含める。</p>	従  <b>【（*）のみ参】</b>	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
開設時間及び日数	<p><b>【開設時間】</b> ○下記時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮し、事業所ごとに定める。</p> <p>① 小学校の授業の休業日 一日につき 8 時間 ② 小学校の授業の休業日以外の日 一日につき 3 時間</p> <p><b>【開設日数】</b> ○一年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、事業所ごとに定める。</p>	参	国の基準どおり
その他の基準	<p><b>【利用者を平等に取り扱う原則】</b> ○放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p><b>【虐待等の禁止】</b> ○放課後児童健全育成事業者の職員は、児童福祉法第 33 条の 10 各号（※）に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>※児童福祉法に掲げる行為 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③育児放棄（ネグレクト） ④心理的虐待</p> <p><b>【衛生管理等】</b> ○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>○必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p><b>【運営規程】</b> ○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項</p>	参	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
その他の基準	<p><b>【備える帳簿】</b> ○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p><b>【秘密保持等】</b> ○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>【苦情への対応】</b> ○利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ○社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による福祉サービスに関する苦情についての調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p><b>【保護者との連絡】</b> ○常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p><b>【関係機関と連携】</b> ○市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p><b>【事故発生時の対応】</b> ○利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参	国の基準どおり

## 5. 施行日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。